

## 「市民自治の実践による地域づくりの支援」に関する施策・事業について

市長政策室広報部 参照資料(広報・広告の基礎知識)

### マスメディアインターネットの特性について

強み	弱み
地域に応じて多くの情報発信が可能 タレントなど多くの読者の支持を持つ 定めた読層：90%以上が定期購読者	保存性はあるが、質的・量的な差異がある 年齢・性別・嗜好などによる分離が難しい 広告出稿には時間制限がある
一度に多くの情報を発信可能 保有性・反復性が最も高い 年齢・性別・嗜好など読者層が明確	記事掲載・広告掲載とともに時間が掛かる 新聞と比べて読み手は少ない ローカル層専門のみで世界別の情報発信が困難
同時に多くの消費者に情報発信が可能 製食・施設等を訪れるため影响力が高 広範囲な情報発信ができる 時間帯・ターゲットを絞ることも可能	一般的にはコストが高 広告出稿に時間制限がある
上記のコミュニケーションが他の媒体と連携して行 なならずアドア、購買や生活行動と連携 TVと比較してコストが高 タレントが広告がかかる	多くの情報発信ができない テレビなどは映像数が少ないので収録がかかる 広告出稿は、やく時間かかる
コストトガリ出稿が可能 タレント登場	特定の対象層にしか届かない 情報を見に来てくれる機器が必要 情報収集が不確実 情報の加工・ご利用が簡単 他のメディアとの親和性が高い
一方でインターネットの持つ可能性や潜在力を引き出します。	無用に広い情報発信が可能 タレント（人・金）が必要となり明らかになります。特にSNSは情報拡散の不確 実性や炎上・風評被害などのリスクもあり、その取扱いには、ネット文化への深い理解と造詣を 必要とします。しかしインターネットにより既存マスマッチを承認しながらも、新たなコミュニケ ーションノウハウの構築を急務とし、インターネットでの様々なチャレンジを行っています。

### 企業の事例からみるインターネットの可能性



## 「市民自治の実践による地域づくりの支援」に関する施策・事業について

資料5

### 広報・広告は「コミュニケーション」?

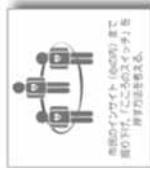
少し想像してみてください。ある日あなたはこんなお願いをされました。  
「火を觸ってる人に、ペットを刺す心構えを説明し、なるほどと言われてみてください。」「いったいどうすればいいんか? 大の歩道をしている人に手当たり次第に声をかけますか? それとも「ペットを倒すときの心構えを話します」というチラシを配りますか? 誰かがに情報を届けるとき、その情報を受け取るか受け取らないかは、相手の気持ち次第。いくらあなたが大声で呼びかけても、チラシを100万枚配ろうとも、相手がその気にならなければ、話を聞いてくれる心優しい人がいたとしても、次は分かりやすく伝わるように説明をし、理解と共感を得なければ「なるほど」とは言つてもらえません。

このように、送り手と受け手の間の信頼や開心、さらには伝える技術も伴って、初めて広報や広告は成立します。これが、広報や広告が「コミュニケーション」と呼ばれる理由です。

### 最も効果的な広報をめざして

仮想は、「広報=市民とのコミュニケーションである」という観点を忘れず、「誰に向かって」「どんなメッセージを「どのメディアを他つて」「どのように伝えるか」そして「どんなゴールを目指すか」という、いわゆるコミュニケーション設計(デザイン)を大切に考えています。

その際、民間企業の広報手法なども参考にしながら、広報のあり方について改善や見直しを行なう、限られた資源の中で、最も効果的な広報となることをめざしています。

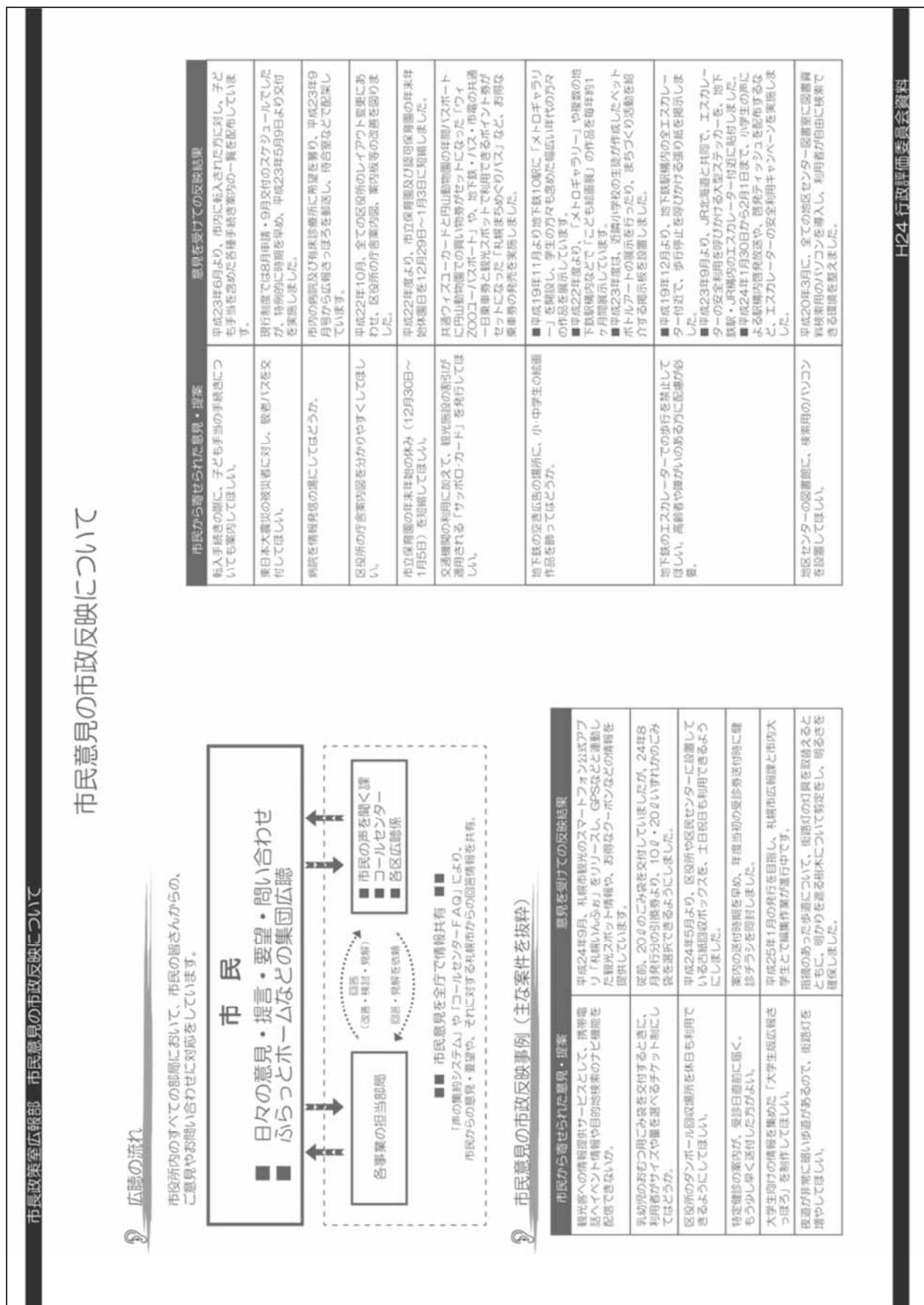


民間企業には「売上」という指標があります。一般的に広報の効果測定は難しいと言われていますが、札幌市においては、広報誌の閲覧率や広報部会の出席率、市民の皆さんから寄せられる声を指標しながら、広報事業の改善や見直しにつなげています。

### 広報の効果測定が難しいと言われる理由

- 何をもって目的を達成できたのか、定義をするのが難しいこと。
- その効果が、広報によるものか、他の理由によるものかを区別するのが難しいこと。
- 長期に渡る意識調査を前提にする広報データがあること。
- 広報であることを意識せない広報活動があること。

## &lt;以下はワークショップ当日配布した追加資料&gt;



## 2. 児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について

<p><b>「健やかな育ちの推進」に関する施策・事業について</b></p> <p><b>ワークショップのテーマ</b></p> <p>「児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について」</p>	<p><b>行政評価委員会における評価対象の選定理由</b></p> <p>行政評価委員会における評価対象の選定理由</p> <p>児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について</p> <p><b>ワークショップにおける議論のテーマ</b></p> <p>ワークショップにおける議論のテーマ</p> <p>児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について</p> <p><b>ワークショップにおける議論のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 少子化が進行している札幌市では、子育ての支援や子どもの健全育成といった取組が、今後ますます重要な課題となっています。その中でも、近年、児童虐待が社会問題となっている点などを踏まえ、子どもたちの「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業を行った施設・事業会社としての評価対象に選定しました。</li> <li>■ 「健やかな育ちの推進」に開催する施設・事業会社としての評価対象に選定されました。</li> <li>■ 「児童虐待の早期発見と的確な対処ををすめるための取組として何が考えられるでしょうか？」</li> </ul> <p>前半の議論のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身近な相談窓口の「区家庭児童相談室」を、市民に、より効果的に利用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> <li>■ 常時相談を受ける体制の「子ども安心ホットライン」を、より有効に活用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> <li>■ 地域力の強化策としての「オレンジリボン協力員」を、より地域に根ざしたものにするためには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> </ul> <p>後半の議論のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身近な相談窓口の「区家庭児童相談室」を、市民に、より効果的に利用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> <li>■ 常時相談を受ける体制の「子ども安心ホットライン」を、より有効に活用してもらうには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> <li>■ 地域力の強化策としての「オレンジリボン協力員」を、より地域に根ざしたものにするためには、今後どのような取組をしたら良いでしょうか？</li> </ul>	<p>平成24年度 札幌市行政評価委員会委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">委員長 吉見 宏</td> <td style="width: 33%;">北海道大学大学院経済学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td>副委員長 山崎 幹根</td> <td>北海道大学公共政策大学院 教授</td> </tr> <tr> <td>委員 石川 信行</td> <td>石川公認会計士事務所 公認会計士・税理士</td> </tr> <tr> <td>同上 太田 明子</td> <td>太田明子ビジネス工房 代表</td> </tr> <tr> <td>同上 林 千賀子</td> <td>北海道ひびき法律事務所 弁護士</td> </tr> </table> <p>以上の理由から、ワークショップにおける議論のテーマを「児童相談所業務の現状を踏まえた、児童虐待の早期発見と的確な対処のための取組のあり方について」としました。</p>	委員長 吉見 宏	北海道大学大学院経済学研究科 教授	副委員長 山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院 教授	委員 石川 信行	石川公認会計士事務所 公認会計士・税理士	同上 太田 明子	太田明子ビジネス工房 代表	同上 林 千賀子	北海道ひびき法律事務所 弁護士
委員長 吉見 宏	北海道大学大学院経済学研究科 教授											
副委員長 山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院 教授											
委員 石川 信行	石川公認会計士事務所 公認会計士・税理士											
同上 太田 明子	太田明子ビジネス工房 代表											
同上 林 千賀子	北海道ひびき法律事務所 弁護士											

## 「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業について

### 児童相談所について

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関です。現在、都道府県だけではなく政令指定都市及び一部の中核市に設置されています。

18才未満の児童を対象に、児童福祉法第11条の2に定められている次の4つの業務を行っています。

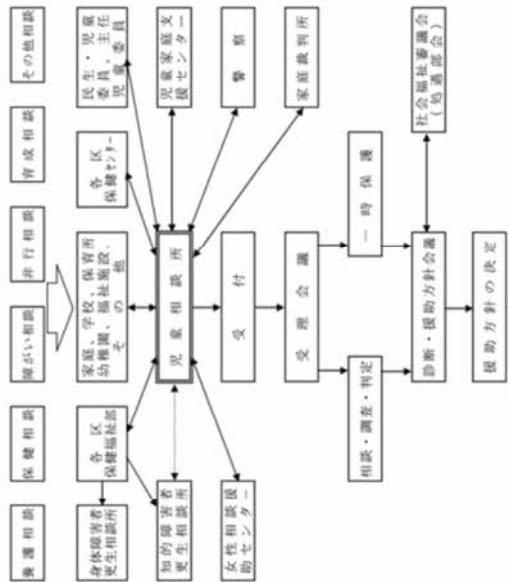
- ① 児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応すること。
- ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ③ 児童及びその保護者につき、「虚弱児等」、「盜み・家出等」に関する非行相談及び「不登校等の育成相談」。
- ④ 児童の一時保護を行うこと。

### 児童相談所で対応している相談の種類

相談種別については、「養育困難な児童に関する養護相談」、「虚弱児等に関する保健相談」、「肢体不自由・知的障がいに関する障がい相談」、「盜み・家出等に関する非行相談」及び「不登校等の育成相談」の5つに大きく分類しております。さらに以下のように細分化しています。

種 別	内 容
養 護 相 談	父又は母等看護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、辞職及び就寝等による養育困難、棄嬰、迷子、妊娠性早、被放置、施設入院、施設を始めた親の子、後見人を中心とした児童等保護の問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保 健 相 談	日中の心の休息、運動不足、ツベルクリン反応陽性、内因性機能障がい、小児糖尿病の心の休息、運動不足、運動発達の遅れに対する相談
肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに対する相談
視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聽覚障がい児に対する相談
言語発達障がい相談	構音障がい、発音障がい、聴覚障がいのある児童、言語発達遅滞、注意欠陥等の相談
言語発達障がい相談	(こどもの遊び場の知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はこれらとの二つに分類する。)
重症心身障がい相談	重症心身障がい児(者)に関する相談
知的障がい相談	知的障がい児(者)に関する相談
自 尿 症 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談
片 ゲ 行 为 等 相 談	虚弱児、盜み、家出、迷惑、児童、性行為問題等の不適行動のある児童、性行為問題等の不適行動のあつた児童、又は性行為があつたと思われる児童から児童相談所(以下、「性行為相談」といふ)による通因のない児童に面接する相談
相 様 行 为 行 为 等 相 談	相行為行為があつたとして警戒者から法廷から送致された児童、児童少年に面接する相談
受 行 为 行 为 等 相 談	受け付けられた時は保護者がなくとも隠匿や詐欺、通貨が予定されている児童に面接する相談
性 格 行 为 相 談	児童の発達上問題となる相談、児童と遊べない、落ち着かない、内気、かんが、不活発、家庭内暴力、生活習慣の悪い児童性格
行 为 行 为 等 相 談	もしくは行動上の問題を有する児童に面接する相談
成 不 登 校 相 談	学校及び幼稚園等の保育所に在籍中で、登校(園)していない児童に有る児童に面接する相談
通 性 相 談	(旅行が主である場合や特徴がある児童、通学が主である場合等にはそれぞのところに分ける。)
育 育 し つけ 相 談	家庭教育、職業選択、学業不振等に関する相談
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談

### 相談の流れと関係機関



平成23年度の受理状況の内訳としては、「障がい相談」の占める割合が依然として多く、2,553件(構成比 49.5%)となっています。次いで「養護相談」が1,841件(35.7%)、「育成相談」が498件(9.7%)、「非行相談」が203件(3.9%)となっています。この5年間の推移を見ると構成比に大きな変化は見られません。

### 相談の受理状況

相談種別別受理件数(推移)									
種別	年	障がい相談		養護相談		育成相談		非行相談	
		前年	当年	前年	当年	前年	当年	前年	当年
年	年	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
19年度	1,589	478	0	179	0	819	115	1,179	446
20年度	1,785	621	2	222	0	698	46	1,086	351
21年度	1,830	620	1	269	3	707	607	1,014	349
22年度	1,870	678	1	232	0	531	70	1,031	274
23年度	1,841	437	1	200	0	557	58	1,052	286